



# 島根県報

平成28年11月15日（火）

第2,853号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土壌汚染対策法の規定による指定調査機関の業務の廃止	（環 境 政 策 課）	2
平成28年度島根県准看護師試験の実施	（医 療 政 策 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	4
保安林予定森林（6件）	（森 林 整 備 課）	5
解除予定保安林	（        ”        ）	7

### 【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	（畜 産 課）	8
------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第675号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第40条の規定により、次のとおり指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第43条第3号の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	住 所	廃止年月日
株式会社新興建設コンサルタント	邑智郡川本町大字川本143番地4	平成28年9月29日

**島根県告示第676号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成28年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日時

平成29年2月10日（金） 午後1時から午後3時30分まで

## 2 試験場所

## (1) 松江会場

松江市殿町158 島根県民会館

## (2) 浜田会場

浜田市野原町2433-2 島根県立大学

## 3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

## 4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成29年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成29年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成29年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成29年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成29年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に

該当しない者で知事が適当と認めたもの

## 6 受験願書等の配布

### (1) 配布開始日

平成28年11月15日（火）

### (2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

### (3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書き、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

### (4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布に当たっては、島根県内の准看護師養成所を卒業した者（平成29年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住する者を優先する。他県からの受験希望者は、14の(3)を確認すること。

## 7 提出書類

### (1) 受験願書

### (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

### (3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成29年3月31日（金）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、それを証する書面

## 8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

## 9 願書の提出期間等

### (1) 提出期間

平成29年1月4日（水）から同月11日（水）まで

### (2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

### (3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。書留郵便により提出する場合は、平成29年1月4日（水）から同月11日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

## 10 受験票の交付

受験を認めた者には、平成29年1月25日（水）までに受験票を交付する。受験票は、各県内准看護師養成施設一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成29年1月27日（金）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

## 11 合格発表

平成29年3月10日（金）午前9時県庁前の掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも登載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

## 12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

## 13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

## (1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

## (2) 開示対象者

全受験者

## (3) 開示請求できる者

受験者本人

## (4) 開示期間

平成29年3月10日（金）から同年4月7日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。）とする。

## (5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

## (6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

## (7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

## 14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成29年1月11日（水）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(2) 各試験会場の収容人員には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

(3) 他県からの受験希望者については、試験会場の収容人員の関係から一定数（20名程度）に限り、先着順に受験者を受け入れることとする。受付開始は、平成28年11月15日（火）午前10時からとし、一定数に達した時点で終了とする。他県からの受験希望者は、専用回線（電話0852-22-5797）へ受け入れの可否を確認の上、請求すること。

(4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

## 島根県告示第677号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	

金澤 旭宣

外科

島根県立中央病院

出雲市姫原四丁目1-1

平成28年10月31日

**島根県告示第678号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

松江市西川津町字金先3365-60、3365-68、3365-76（次の図に示す部分に限る。）、3365-110、3365-111

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第679号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市1346-1

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第680号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市1163-3、1163-4、1163-10

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第681号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市1183-4、1183-7

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第682号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
雲南市大東町塩田64-1、64-2、65、66、1265
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第683号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町雪田1367-1
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第684号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
出雲市佐田町一窪田1597-9
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
-

- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開催場所
  - (1) 学科及び試験  
大田市波根町970-1 島根県立農林大学校
  - (2) 実習  
大田市波根町970-1 島根県立農林大学校  
出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター  
雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種部門）
- 2 開催期間  
平成29年2月6日（月）から同月23日（木）まで
- 3 受講者の定員  
3名程度
- 4 講習に係る家畜の種類  
牛
- 5 講習の科目
  - (1) 学科  
関係法規、人工授精
  - (2) 実習  
家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精
- 6 受講資格  
次の各号のいずれかに該当する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事するもの
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者
  - (2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者  
なお、本年度は、島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻2年生に限る。
- 7 受講願書の提出期限  
平成29年1月6日（金）
- 8 受講の手続  
講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。
- 9 受講者の決定  
知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 10 受講手数料  
農林大学校肉用牛専攻（2年生）は、11,700円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

## 11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部畜産課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。